#### 長崎 伝習 所要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎伝習所(以下「伝習所」という。)を設け、市民と行政の 有機的連携を強化することにより、人材の育成と政策を生みだす活動を行い、もっ て長崎の再生と創造に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第2条 伝習所の事業は、おおむね次のとおりとする。
  - (1) 長崎伝習所「塾」に関すること。
  - (2) その他伝習所の目的を達成するために必要と認められる事業

(組織)

- 第3条 伝習所は、総長及び前条に規定する伝習所の事業を実施する者(以下「実施者」という。)で組織する。
- 2 総長は、長崎市長をもって充てる。
- 3 実施者は、総長が指名する者をもって充てる。

(総長)

- 第4条 総長は、伝習所の事業を総理し、伝習所を代表する。
- 2 総長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する実施者がその職務を代理する。

(運営委員会)

- 第5条 伝習所に助言機関として運営委員会を置き、その組織、会議等については、 別に定める。
- 2 運営委員は、総長が指名する者をもって充てる。
- 3 運営委員会は、伝習所の事業について助言することができる。

(資金)

- 第6条 伝習所の資金は、長崎市からの補助金、寄付金及びその他のものをもって充 てる。
- 2 資金は、安全かつ確実な方法により管理するとともに、適正な執行に務めなければならない。

(事業年度)

第7条 伝習所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(決算)

第8条 伝習所は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(事務局)

第9条 伝習所の事務局を市民生活部市民協働推進室内に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

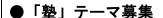
附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月1日告示第487号)

この要綱は、告示の日から施行する。

## ■ 令和 5 年度版 ポスター・チラシ ■









▲ チラシ(A3 両面)

## ● 塾生募集











・・・・・ングーによる使用が加えから ・ 他の分がイベンの企業・制度 ・ 他の分がイベンシントゥウル度 「こんな力がを選出します」 ・ 他のか、「あるの」を考せ、アイトの名 ・ 他のか、「あるの」を考せ、アイトの名 ・ 他のか、「あるの」を考せ、アイトの名 ・ 他のか、「あるの」を考せ、アイトの名 「新聞を図」。 ・ 他のか、「あるの」を考せ、アイトの名 ・ 他のか、「あるの」を表す。 ・ 他のか、「あるの」を表す。 「一番を図」を表する。 「本質点の多力」 「本質点の多力」 「本質点の多力」 トワーケスをい なできる処理が意思かることを目的とする。 本面のスコットフンドやかりの表示でもフィールドワークを行う。 本元コットラッドに対しい場下するとでは、またアークを行う。 ・スコットラッドに対しい場下するとではま深める。 ・スコットラッドに対しい場下するとではま深める。 ・スコットラッドに対しい場下するのである方。 ・スコットラッドに対しい場下するのである方。 【無動計画】
◆明日日の記号点を開催
・電子:市内中心形・開着計画等:平日表現)
・フィールドワーク(2~20月に1回)は生日の生徒等

▲ チラシ(A3 両面)

● 著作権研修



# ● 伝習所まつり各塾詳細版





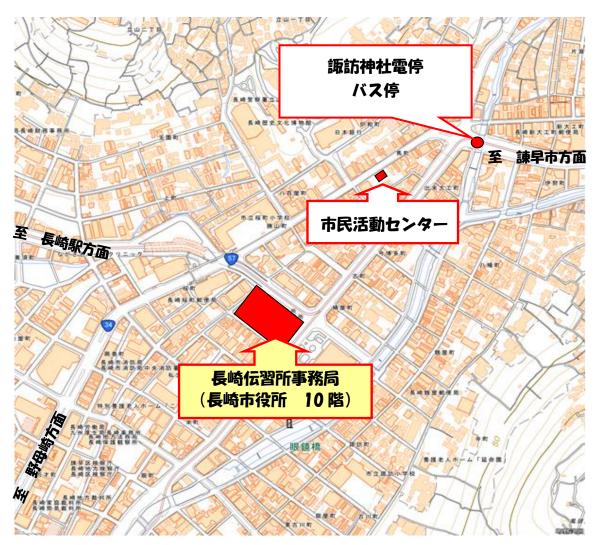


▲チラシ(A4)



▲チラシ(A4)

### 長崎伝習所事務局 及び 市民活動センター 位置図



地図出典:地理院地図(電子国土 Web 標準地図)

#### 市役所へのアクセス方法

【バス】「市民会館」バス停下車すぐ/「市役所前」(桜町庁舎)バス停下車 徒歩2分 【路面電車】「市役所」電停下車すぐ

【JR】「長崎駅」から徒歩約 20 分

【駐車場】庁舎地下に有料駐車場があります。

#### 市民活動センターへのアクセス方法

【バス】「市役所上」バス停から徒歩5分

【路面電車】「市役所」電停から徒歩5分、「諏訪神社」電停から徒歩3分

【JR】「長崎駅」から徒歩約20分

【駐車場】身体障害者用及び荷捌き用のみとなっております。

お車でお越しの場合は近くの有料駐車場をご利用ください。

# 「長崎伝習所」令和5年度研究成果報告書

発 行: 令和6年5月 編 集: 〒850-8685

長崎市魚の町 4-1 (10 階)

長崎伝習所事務局(長崎市市民生活部市民協働推進室内)

TEL 095-829-1125 FAX 095-829-1233 E-mail denshusho@city.nagasaki.lg.jp ホームページ https://denshusho.jp/

